

(6)障がい児支援の提供体制の整備

児童発達支援センターの設置、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について、地域の実情や県、近隣市町の動向をみながら、他市町村との共同設置を含め必要性を検討します。また、令和6年度から医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児とその家族に対する支援を進めていく予定です。そのほか、国では保育所等訪問支援を利用できる体制の構築についても掲げられています。本町では近隣市町村に保育所等訪問支援事業所があり利用できる体制が整備されていますが、より充実した体制の構築に努めます。

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるため、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有が国の基本指針として掲げられています。

審査結果の分析や活用ができるように各種研修へ町職員が積極的に参加し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に努めます。

7 障害福祉サービス・事業

障がい福祉計画は、障がい者の自立支援の観点から、国の基本指針に準じた目標値を定め、障害福祉サービス等の充実に努める実施計画です。

訪問系サービス	●居宅介護 ●重度訪問介護 ●同行援護 ●行動援護 ●重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	●生活介護 ●自立訓練(機能訓練) ●自立訓練(生活訓練) ●就労選択支援 ●就労移行支援 ●就労継続支援(A型) ●就労継続支援(B型) ●就労定着支援 ●療養介護 ●短期入所(福祉型) ●短期入所(医療型)
居住系サービス	●自立生活援助 ●共同生活援助 ●施設入所支援 ●宿泊型自立訓練
相談支援	●計画相談支援 ●地域移行支援 ●地域定着支援

■障がい児支援

- 児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●保育所等訪問支援 ●居宅訪問型児童発達支援
- 障がい児相談支援 ●福祉型障害児入所施設 ●医療型障害児入所施設

■地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業 ●自発的活動支援事業 ●相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業 ●コミュニケーション支援事業 ●日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター事業日中一時支援事業
- 自動車運転免許取得・改造費助成事業 ●福祉ホーム事業 など

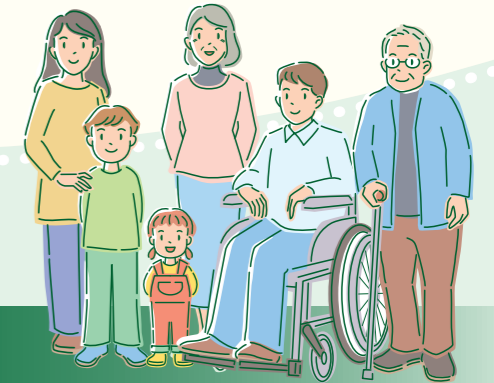
第4次六戸町障がい者計画 第7期六戸町障がい福祉計画 第3期六戸町障がい児福祉計画

- この計画や障がい者福祉に関する問い合わせ先●
六戸町福祉課
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60
電話 0176-55-3111(代) FAX 0176-55-3031

第4次六戸町障がい者計画 第7期六戸町障がい福祉計画 第3期六戸町障がい児福祉計画

令和6年3月

概要版



1 計画策定の趣旨

本町においては、平成29年3月に、障害者基本法に基づく「第3次六戸町障害者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現をめざして障害者施策に取り組んできました。

令和3年に開催された、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催、障害者差別解消法の改正、障害者差別解消法改正法の成立・公布等の大きな動きが見られており、障がい者等をとりまく環境及び施策は大きく変化してきています。

さらに、令和4年には、障害者総合支援法及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

こうした動向も踏まえつつ、令和5年3月の「障害者基本計画(第5次)」に基づき、障害者基本法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

というめざすべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から不断に取組を進めていくことと定めています

2 計画の性格

本町においては、このような大きな変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本町の障がい者の実態やニーズに即した障害者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、「第4次障がい者計画」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」として一体的に策定します。

～ 本計画における「障害」の「害」の字の表記について ～

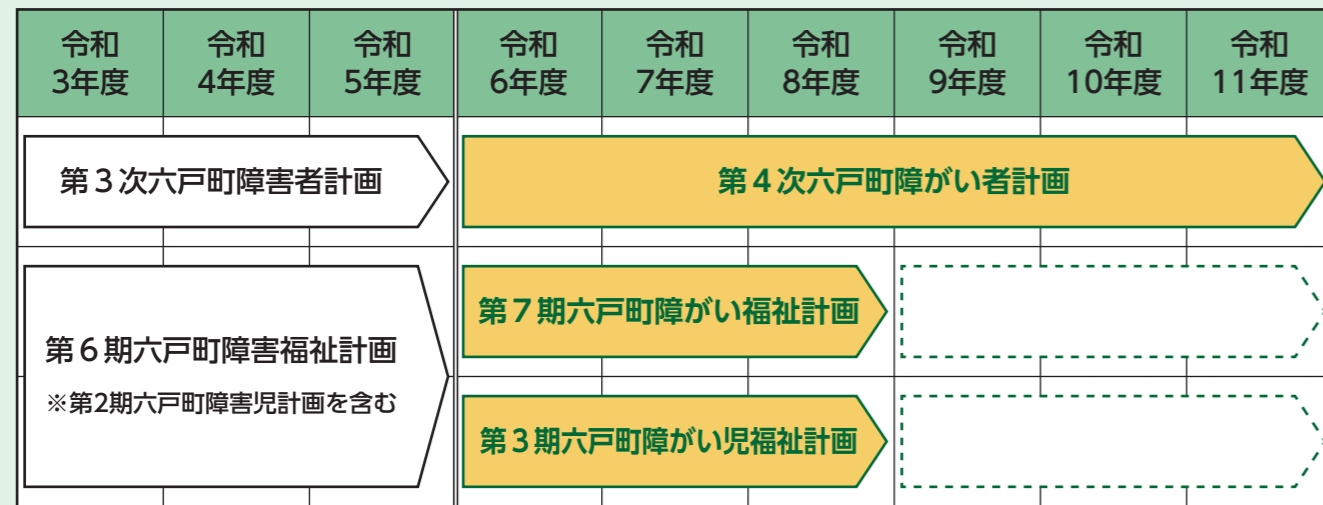
「害」の字は、否定的で負のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見を踏まえ、青森県でも「害」の字を「がい」とひらがな表記する動きが広がっています。よって、六戸町の本計画においても、原則として「障がい」と表記しています。

ただし、法令や条例などで使われている用語や団体、施設、行事の名称などの固有名詞については、「障害」とそのまま漢字表記をしています。

3 計画の対象と期間

本計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障がいの範囲を、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(発達障がい者を含む。)並びに制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人など(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの)としています。

また、障がい児に関わる内容については、児童福祉法に基づき、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障がい児を含む。)又は難病の児童を対象としています。



4 計画の基本理念

前計画の理念を継承し、障がいの有無にかかわらず共にあゆむ社会をめざす「ノーマライゼーション」と、障がいがあるために人間的生活条件から疎外されている方の社会復帰や社会参加をめざす「リハビリテーション」を本計画の基本理念とします。

《六戸町障がい者施策の基本理念》

ノーマライゼーション
・リハビリテーション

～誰も取り残さない地域共生社会をめざして～

5 障がい者計画

基本目標1 健康で生き生きとした暮らし【保健・医療】

1 障がいの発生予防・早期発見・早期治療・早期療育

(1)母子保健事業の充実	妊産婦、新生児及び乳幼児の疾病の予防や異常の早期発見を図るため、また、育児不安を持つ母親が増えている状況など新たな課題に対応した母子保健事業の充実に努めます。
(2)成人保健事業の充実	生活習慣病やその他疾病による後遺障がいを予防するため、適切な生活習慣をとって自ら健康管理ができるよう成人保健事業の充実に努めます。

2 精神保健対策及び難病対策

(1)精神保健対策の充実	精神障がい者が地域で安心して暮らせるためには、保健・医療・福祉等と地域住民の自主的な活動組織の育成・支援が必要となってきます。このために、医療機関や保健所等と連携を図りながら相談体制の充実に推進します。
(2)難病対策の充実	難病は、高度かつ専門の医療が必要であるとともに、療養生活が長期にわたり、看護と介護に多くの労力を要することなどから、緊急時の医療はもとより在宅療養における環境整備の充実など、保健・医療・福祉が連携し患者・家族の生活の質(QOL)の向上のための各種支援事業の充実に努めます。

3 医療及びリハビリテーションの充実

(1)二次障がい発生予防の充実	障がいに伴う二次障がい及び合併症を予防するため、定期的な医学管理及び本人、家族への情報提供を行います。障がいの早期発見及び障がいに対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図るとともに、障がいのある人に対する適切な保健サービスを提供します。
(2)訪問相談体制の充実	保健師が障がい者の住まいを訪ね、障がい者の病状や生活上の相談にのり、必要な援助を行います。実際の生活の場を訪ねてもらうことで、より具体的に相談や援助が受けられ、障がい者自身が障がいとうまく付き合い、良好な地域生活、家庭生活を送れるよう充実に努めます。

基本目標2 自立した生活を支援するサービス【生活支援】

1 利用者本位の生活支援体制の整備

(1)障害福祉サービスの充実	障害者総合支援法の基本は、障がい者が安心して暮らすことのできる地域づくりをめざすことです。これに基づいて、障がい者が地域で自立した生活を送ることができる支援を行っていきます。
(2)福祉機器の利用促進	障がいのある人が自立して社会活動に参加していく上で福祉機器は、障がい者を暮らしやすくし、また、介護者の負担を軽減します。町では、補装具の交付・修理と、日常生活用具の給付を行っています。これらの事業を周知して内容を充実していくことや、その他情報提供を望む障がい者のために新しい福祉関係器具を適宜紹介していくことが必要です。

2 相談支援体制の充実	
(1)相談窓口の充実と相談支援の実施	障がいがあるために十分な判断ができにくい人、自己の表現が困難な人に対する支援は、障がい者の意志をくみ取り、利用者本人の「主体性」を尊重して行う必要があります。このため、高い専門性を持った相談員を配置し相談窓口を充実していくことが必要です。

基本目標3 一人ひとりにふさわしい教育環境 【教育・育成】

1 インクルーシブ教育システムの確立	
(1)インクルーシブ教育の推進	障がいのある児童生徒が障がいを理由に差別されることなく、障がいのある児童生徒も、障がいのない児童生徒も共に学ぶ「インクルーシブ教育」を推進します。
(2)指導内容の充実	心身に障がいがある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するために、本人や保護者のニーズや障がいの実態に応じた適切な就学指導の実施、教育内容の充実、教育環境の整備などにより、障がい児教育の充実を図ります。
2 特別支援教育の推進	
(1)特別支援教育の充実	地域社会の中で健やかに成長できるよう、子どもの障がいの状態に応じたきめ細やかな教育が受けられ、地域の子どもたちと共に育つことのできる環境づくりを推進します。 さらに、担当職員の資質の向上を図るため研修等を充実します。

基本目標4 生きがいを持った暮らし 【雇用・就労】

1 雇用・就労の促進	
(1)雇用機会の拡大と雇用・就労の支援	障がい者が可能な限り一般の企業に就業することができるよう、公共職業安定所と連携するとともに、障害者法定雇用率の遵守を企業へ働きかけ、「事業主が障がいのある人を雇用することは社会的責務である」という考えの定着に努めます。 さらに、一般の企業に雇用されることが困難な障がいのある人のため、就労支援施設においての福祉的就労を支援するとともに、就労支援施設の活動を支援します。
2 福祉的就労の充実	
(1)障がい者就労施設等の支援	民間企業での雇用が困難な障がい者が、それぞれの障がいの状況に応じて働き、収入が得られ、一般就労に必要な知識や能力が得られるよう、就労移行支援・就労選択支援・就労継続支援を活用した福祉的就労を推進します。

基本目標5 安心して暮らすことのできるまち 【生活環境】

1 福祉のまちづくりの推進	
(1)バリアフリーの推進	今後のまちづくりにあたっては、さまざまな障がいのある人や加齢により身体機能の低下した人などが、生き生きと生活できるまちこそが、すべての人にとって、やさしく暮らしやすいまちであるとの観点に立ち、障がいのある人や高齢者、子ども等すべての人が家庭や地域で共に暮らし、安心して生活することができる社会をつくるという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、既存の町の施設の計画的なバリアフリー化やすべての人が使いやすいユニバーサルデザイン化を推進することが必要です。
(2)住宅の整備	障がいのある人が地域のなかで安心して生活できるように、障がいのある人の日常生活に配慮した住宅の整備を促進します。
2 移動・交通対策の推進	
(1)公共交通機関の整備、外出機会の推進等	障がいのある人が健康で生きがいを持って生活していくためには、外出の機会を増やすことが重要です。障がいのある人が行きたい所へスムーズに行ける公共交通機関、道路等の整備に取り組みます。
3 防災・防犯対策の推進	
(1)防災・防犯意識の高揚	障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、障がい者はもとより関係団体、住民等の連携による防災・防犯意識の高揚を図り、障がいのある人の状況、特性等に応じた防災・防犯対策が的確に講じられるよう、支援体制を整備します。
(2)緊急時の情報提供・通信体制の整備	障がい者を犯罪や災害から守るため、地域の防犯・防災ネットワークづくりや緊急通報システムの拡充など、安全な暮らしを確保するための基盤づくりを推進します。

基本目標6 ふれあいと理解とコミュニケーション 【啓発・広報】

1 啓発・広報活動の促進	
(1)障がい者の理解の促進	ノーマライゼーション社会の実現のため、障がいの理解につながる広報・啓発活動を推進し、町民一人ひとりの責任ある役割と自覚を促進していきます。
(2)体験・交流事業の推進	あたたかい心の醸成を図るため、より多くの町民と障がいのある人がふれあう機会を持ち、障がいのある人とない人、障がいのある人同士の交流を促進します。
(3)福祉教育の推進	認定こども園や学校の全ての過程において、継続して障がい者について正しい理解を促すための体験学習や交流学習の充実に努めます。
(4)交流教育の推進	障がいのある児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や人間性をはぐくむために、小・中学校及び高等学校の児童生徒や地域の人々と活動を共にする交流教育の推進を図ります。
2 ボランティア活動の推進	
(1)ボランティアの育成とボランティア活動の促進	ボランティア活動を体験することは、さまざまな人との交流を通して、相互に理解を深めることができます。障がいのある人に対するボランティア活動は、障がいのある人のことをより深く理解することができるよい機会ともなります。



基本目標7 差別の解消及び権利擁護 【人権】

1 障がい者を理由とする差別の解消の推進	
(1)障がい者を理由とする差別の解消の推進	国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、社会の中にあるバリアを取り除くために、必要かつ合理的な配慮（負担が重すぎない範囲で対応すること）を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
2 権利擁護の推進	
(1)権利擁護の推進	権利が侵害されやすい障がい者が安心して生活することができるよう、障がい者の基本的権利を擁護する支援体制の整備に努めます。
(2)虐待の早期発見と防止	虐待防止の環境づくりと専門相談など障がい者の基本的権利を擁護する支援体制の整備、ヤングケアラーの発見と早期支援に努めます。 多様な視点からのヤングケアラーの発見・把握に努めます。

基本目標8 情報のバリアフリー化 【情報】

1 情報アクセシビリティの向上	
(1)情報提供の充実	障がいのある人のICT技術の向上を図ることなどにより情報のバリアフリー化を推進します。
(2)コミュニケーション支援の充実	日常生活における情報の収集を支援するとともに、役場窓口においても、分かりやすい説明や表現を心がけ、町民が必要とする情報や福祉サービスにつながるよう支援します。

基本目標9 心豊かに充実した暮らし 【スポーツ・芸術・協働】

1 スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動の促進	
(1)スポーツ・レクリエーション活動の充実	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション、障がいのある人を含めた町民が一体となったスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。
(2)文化活動の充実	文化活動等による交流は、障がいのある人の社会参加やリハビリテーションにも有効であり、またノーマライゼーション理念を広く浸透させるためにも重要です。 障がいの種別を越えた連帯やさまざまな人との交流を一層深め、社会参加を通じた生活の質（QOL）の向上を図るとともに、当事者の自己実現を図れるよう条件整備に努めます。
2 住民をはじめ多様な主体との協働	
(1)さまざまな団体・個人とのブリッジ的な連携	行政は、公共サービスの提供など本来の責任を果たすことと同時に、町外も含めた様々な団体・個人とのブリッジ的な連携を進め、地域課題の解決や障がい者支援、困難を抱える人の支援等に取り組むこと、また、これらの活動がより進展するような効果的土壌づくりを行っていきます。

6 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画は、障がい者の自立支援の観点から、国の基本指針に準じた目標値を定め、障害福祉サービス等の充実に努める実施計画です。

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針に基づき、本町では、令和8年度末までに施設入所者数の削減目標を2人、入所施設から地域生活に移行する人数の目標を2人と設定します。

■福祉施設入所者の地域生活への移行

	令和4年度末(a)	令和8年度末(b)	削減見込	削減率
①施設入所者数	18	16	2	11.1%

	令和4年度末	令和8年度末	(参考) a*6%
②計画期間内における地域生活への移行者数	1	2	1.1%

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう支援するため保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催し、目標設定及び評価の実施をすることが国の基本指針として掲げられています。

本町では、地域の実情や県、近隣市町の動向をみながら、協議の場を設置する必要性を検討します。

(3)地域生活支援の充実

地域生活支援の機能を強化するため、令和8年度末までにグループホーム又は障害者支援施設に付加した地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること、強度行動障がいを有する障がい者に関する支援ニーズの把握等による、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することが国の基本指針として掲げられています。

地域の実情や県、近隣市町の動向をみながら、他市町村との共同設置を含め必要性を検討します。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	項目	目標
福祉施設からの一般就労移行者数(A)	3人	(A)のうち就労継続支援事業A型の利用者数	1人
(A)のうち就労移行支援事業の利用者数	1人	(A)のうち就労継続支援事業B型の利用者数	1人

(5)相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援事業者等との連携体制の確保に努め、相談支援体制の充実に努めます。